

# 周南市自転車の安全で適正な利用に関する条例（案）

## （目的）

第1条 この条例は、自転車の利用に関し、基本理念を定め、市等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- （2）自転車等 自転車又は原動機付自転車（道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。）をいう。
- （3）市民等 本市に居住し、通勤し、通学し、滞在し、又は本市を通過する者をいう。
- （4）関係団体 交通安全に関する活動を行うことを主な目的として組織された団体及び自転車の安全利用に関する活動を行う団体をいう。
- （5）事業者 市内において事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- （6）学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）並びに同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。
- （7）関係機関 自転車の安全利用に関する施策を実施する国及び地方公共団体の機関をいう。
- （8）公共の場所 道路、駅前広場その他の公共の用に供する場所で、自転車等駐車場以外の場所をいう。
- （9）放置 自転車等が公共の場所に置かれ、当該自転車等の利用者が、当該自転車等から離れて、直ちに自転車等を移動することができない状態をいう。
- （10）自転車損害賠償保険等 自転車の利用によって生じた他人の生命、身体又は財産の損害を賠償することができるよう、当該損害を補填するための保険又は共済をいう。

## （基本理念）

第3条 自転車の安全で適正な利用の促進は、市民等が道路交通法その他の法令（以下「関係法令」という。）を遵守し、自転車の安全で適正な利用についての理解を深めることにより、市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指すことを旨として行われなければならない。

## （市の責務）

第4条 市は、関係機関、関係団体、事業者等との適切な役割分担を踏まえ、自転車

の安全で適正な利用に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 市は、自転車の安全で適正な利用に関する施策が円滑に実施されるよう、体制の整備に努めるものとする。

#### **(市民等の責務)**

第5条 市民等は、自転車の安全で適正な利用について理解を深めるとともに、自転車に係る事故及び犯罪の防止に努めなければならない。

- 2 市民等は、市及び関係機関等が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

#### **(自転車の利用者等の責務)**

第6条 自転車の利用者及び所有者（以下「利用者等」という。）は、関係法令を遵守し、自転車が車両であることを認識した上で、歩行者に危害を及ぼさないようにする等自転車の安全で適正な利用に努めなければならない。

- 2 自転車の利用者等は、その管理する自転車について、定期的に点検し、必要な整備をおこなうとともに、盗難防止措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 自転車の利用者等は、市及び関係機関等が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

#### **(保護者の責務)**

第7条 保護者は、その監護する未成年者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する教育及び指導を行うよう努めなければならない。

- 2 保護者は、その監護する未成年者に対し、当該未成年者が利用する自転車について盗難防止措置を講ずるよう助言するとともに、当該自転車について定期的に点検し、必要な整備をするよう努めなければならない。

#### **(関係団体の責務)**

第8条 関係団体は、自転車の安全で適正な利用に関する市民等の理解を深めるため、啓発活動その他自転車の安全で適正な利用の促進に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

- 2 関係団体は、市及び関係機関等が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

#### **(自転車小売業者の責務)**

第9条 自転車小売業者は、自転車の購入者等に対し、自転車の安全で適正な利用に関し助言を行うとともに、盗難防止措置を講ずること及び定期的に点検し、必要な整備を行うことについて、適切な助言を行うよう努めなければならない。

- 2 自転車小売業者は、市及び関係機関等が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

#### **(事業者の責務)**

第10条 事業者は、その従業員に対し、自転車の安全で適正な利用に関する啓発に努めなければならない。

2 事業者は、その管理する自転車について、定期的に点検し、必要な整備を行うとともに、盗難防止措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者は、市及び関係機関等が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (防犯対策)

第11条 自転車の利用者等は、その利用する自転車について、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)

第12条第3項に規定する防犯登録を受けるとともに、自転車の2箇所を施錠する等盗難防止のための措置、籠からのひったくりを防止するためのカバーの装着その他の防犯措置を講じるよう努めなければならない。

#### (交通安全教育)

第12条 市は、関係団体及び関係機関等と相互に連携協力し、自転車の安全で適正な利用に関する教育及び啓発を行うものとする。

2 市は、市が設置する学校に在学する者に対し、発達段階に応じた自転車の安全で適正な利用に関する教育、啓発及び指導(以下「教育等」という。)を行うよう努めるものとする。

3 市は、市が設置する学校以外の学校の設置者に対し、教育等を行うよう協力を求めるとともに、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

4 学校の長は、当該学校に在学する者に対し、教育等を行うよう努めなければならない。

#### (乗車用ヘルメットの着用)

第13条 自転車の利用者は、自転車に取り付けられた幼児用座席に幼児(6歳未満の者をいう。以下同じ。)を乗車させるときは、当該幼児に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を単独で運転するとき、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

3 高齢者、障害者等で自転車の利用に当たり配慮を必要とするものの同居者等は、その者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の自転車の安全で適正な利用に関する事項について必要な助言をするよう努めなければならない。

4 市は、乗車用ヘルメットの着用による交通事故の被害の軽減等の情報を提供するとともに、乗車用ヘルメットの普及啓発に努めなければならない。

#### (自転車損害賠償責任保険等への加入)

第14条 自転車の利用者は、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償責任保険等に参加するよう努めなければならない。ただし、自転車利用者以外の者が当該自転車の利用に係る自

転車損害賠償責任保険等に加入している場合は、この限りではない。

#### (自転車等の放置の禁止)

第 15 条 自転車等の利用者等は、自転車等を放置してはならない。

#### (自転車等放置禁止区域の指定等)

第 16 条 市長は、自転車等駐車場が整備されている地域内で自転車等の放置により市民の良好な生活環境が著しく阻害されると認められる公共の場所を、放置自転車等禁止区域（以下「禁止区域」という。）として指定することができる。

- 2 市長は、禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係団体、関係機関その他の関係者の意見を聴くものとする。
- 3 市長は、禁止区域を指定したときは、その旨及びその区域を告示するとともに、利用者等への周知を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 前 2 項の規定は、禁止区域の指定を変更し、又は解除しようとする場合において準用する。

#### (放置自転車等に対する措置)

第 17 条 市長は、自転車等の利用者等が禁止区域内に自転車等を放置しているとき、又は放置しようとしているときは、当該自転車等の利用者等に対し、当該自転車等を自転車等駐車場その他適当な場所に移動するよう命ずることができる。

- 2 市長は、前項の規定による命令を受けた自転車等の利用者等がなお禁止区域内に当該自転車等を放置していると認めたときは、当該自転車等を撤去し、保管することができる。
- 3 市長は、自転車等の利用者等が禁止区域以外の公共の場に自転車等を放置しているとき、又は放置しようとしているときは、当該自転車等の利用者等に対し、当該自転車等を自転車等駐車場その他適当な場所に移動するよう指導することができる。
- 4 市長は、前項の指導を行ったにもかかわらず、禁止区域以外の公共の場所において、自転車等が規則で定める相当の期間にわたって放置されているときは、当該自転車等を撤去し、保管することができる。
- 5 市長は、前 4 項の規定にかかわらず、自転車等の放置により良好な道路交通環境が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき、又は放置自転車等が明らかにその機能を喪失していると認められるときは、直ちに当該自転車等を撤去し、保管することができる。

#### (自転車等駐車場内における長期間の駐車に対する措置)

第 18 条 市長は、市が設置している自転車等駐車場内の整理のため、当該駐車場内に長期間にわたり継続して自転車等を駐車している利用者等に対し、当該自転車等を長期間駐車しないよう指導することができる。

- 2 市長は、前項の指導を行ったにもかかわらず、前条第 4 項に規定する期間にわたり継続して自転車等が駐車されているときは、当該自転車等を撤去し、保管する

ことができる。

#### (撤去に伴う措置)

第 19 条 市長は、第 17 条第 2 項若しくは第 4 項又は第 18 条の規定により放置自転車等を撤去する場合において、当該放置自転車等が電柱、柵その他の工作物に係留されていること等により撤去することが困難であると認めるときは、係留に用いられている器具の切断その他の必要な措置を講ずることができる。この場合において、当該措置により生じた損害については、市は、その責めを負わない。

#### (保管した自転車等の措置)

第 20 条 市長は、第 17 条第 2 項若しくは第 4 項又は第 18 条の規定により自転車等を保管したときは、規則で定める事項を告示するとともに、当該自転車等を利用者等に返還するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の規定による告示の日から起算して規則で定める期間を経過する日までに当該告示に係る自転車等を利用者等に返還することができないときは、当該自転車等を売却し、その売却した代金（以下「売却代金」という。）を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、市は、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。

3 第 1 項の規定による告示の日から起算して 6 月を経過する日までに、自転車等の利用者等が保管した自転車等又は売却代金の返還を求めたときは、市は、当該自転車等又は売却代金を返還するものとする。

4 第 1 項の規定による告示の日から起算して 6 月を経過しても、なお保管した自転車等又は売却代金を返還することができないときは、当該自転車等又は売却代金の所有権は、周南市に帰属する。

#### (費用の徴収)

第 21 条 市長は、第 17 条第 2 項若しくは第 4 項又は第 18 条の規定により保管した自転車等を利用者等に返還するときは、撤去、保管その他の措置に要した費用として実費の範囲内において規則で定める額を、当該自転車等の返還を受けようとする利用者等から徴収することができる。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

#### (免責)

第 22 条 市長は、第 17 条第 2 項若しくは第 4 項又は第 18 条の規定により自転車等を保管した場合において、その撤去又は保管中に、当該自転車等に汚損、損傷、滅失、盗難等の損害が生じても、市の責めに帰すべき場合を除き、その責めを負わないものとする。

#### (委任)

第 23 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。